2. 緊急円高・経済対策の具体化・補強を図るための諸施策 (報告)

平成7年6月27日緊急経済閣僚懇談会

- 1. 内需振興策
- (1) 公共事業等の施行の促進
- (2) 適切かつ機動的な財政運営
- (3) 特別減税
- (4) 公共投資基本計画の実施
- 2. 経済構造改革の推進
- (1) 経済フロンティアの拡大
- (2) 産業構造転換の加速化
- (3) 輸入・対日投資促進策
- (4) 内外価格差の是正・縮小に向けた新たな取組
- (5) 規制緩和等の推進
- 3. 国民生活に対する円高の影響への対応
- (1) 新総合的雇用対策の実施
- (2) 中小企業対策
- (3) 円高メリットの還元の促進
- 4. 金融・証券市場に関する施策
- (1) 証券市場活性化策
- (2) 資金供給の円滑化
- (3) 担保不動産等の流動化策の拡充
- (4) 金融システムの安定性確保

政府としては、既に、景気に配慮した7年度予算に加え、去る4月には緊急にとり得る可能な限りの措置として、緊急円高・経済対策を策定し、その一環として7年度補正予算を編成したところであるが、現在の厳しい経済情勢に鑑みると、同対策の効果を更に高めるため、早急にその具体化と補強を図り、景気の回復基調をより確実なものとする必要がある。

緊急経済閣僚懇談会は、今般、関係大臣や与党の協力を得て、「公共事業等の施行対策 に関する関係閣僚による連絡会議」における検討をも踏まえ、以下のような4つの観点に 立ち、緊急円高・経済対策の一層の推進を図るものである。

第一に、景気の先行きに対する不透明感を払拭し、現在の回復基調をより確実なものと するとともに、我が国経済の中長期的な発展を確保するため、機動的に内需振興を図るこ とが必要である。このため、公共事業等の施行の促進を図るとともに、今年度下期におい ても必要かつ効果的な予算措置を講じる必要がある。

第二に、経済構造改革を推進し、我が国経済の将来的な発展環境を確立するため、経済フロンティアの拡大等を図るとともに、輸入・対日投資の促進、内外価格差の是正・縮小等を進める必要がある。

第三に、景気の不透明感の高まりにより国民生活に悪影響が生ずることのないよう、雇用の安定の確保、中小企業対策、円高メリットの還元を図る必要がある。

第四に、我が国経済の安定的発展のためには、健全で活力ある金融システムや証券市場の活性化は不可欠であり、このための諸施策を講ずる必要がある。

以上のような観点からの施策を可及的速やかに、かつ、果断に推進することにより、我が国経済の回復基調を確実なものとすることを期する。

1. 内需振興策

- (1) 公共事業等の施行の促進
 - ① 平成7年度における公共事業等の執行については、上半期における契約済額の割合が阪神・淡路 大震災の被災地域を除き75%以上となることを目途として、施行の促進を図る。被災地域につい ても、地域の実情を踏まえつつ、公共事業等の円滑な施行を図る。

なお、平成7年度補正予算分の公共事業等についても、積極的な施行を図るものとする。

② 地方公共団体においても、これに準じて地方単独事業を含む公共事業等の施行の促進を図るよう 要請する。

(2) 適切かつ機動的な財政運営

今後の景気動向を見極めながら、公共事業等の施行促進に伴う年度後半の事業費の状況、我が国経 済構造の変化への対応等に配意しつつ、今年度下期においても必要かつ効果的な予算措置を講ずるも のとする。

(3) 特別減税

平成8年度においても、景気が特に好転しない限り、所得税及び個人住民税の特別減税を継続する。

(4) 公共投資基本計画の実施

公共投資基本計画については、高齢化社会が本格化する21世紀に向け、財政の健全性に配慮しつ つ、積極的な促進に努める。

2. 経済構造改革の推進

- (1) 経済フロンティアの拡大
 - ① 研究開発の強力な推進

政府研究開発費のできるだけ早期の倍増、ポスドク人材(博士課程修了者)の活用・支援、インフラの整備、産学官の連携促進及び知的財産の適切な保護強化等を図る。

② 新規事業への支援の推進

創業期、立ち上がり期における資金調達を円滑にするため、公的機関による支援、店頭特則市場の創設や知的財産権の活用の円滑化等による資金調達環境の整備、人材確保の円滑化を図るなど新規事業育成策を推進する。

③ 情報化指針案の策定運用の迅速化

公共分野の情報化に関する実施指針案を7月末までに策定し、その迅速な実施を図る。

(2) 産業構造転換の加速化

① 企業の事業革新のための措置

事業革新法の対象業種に35業種を追加するとともに、設備投資減税の対象設備を拡充する。 また、特定業種に準ずる業種を定め、低利融資を実施する。

② 地域における経済活力の維持・発展の促進 地域企業の集積や企業間の連携、協力等を通じて、地域における産業構造の転換を円滑化する。

③ 産業基盤の整備

産業構造転換の円滑化、経済フロンティア拡大等の観点から、研究開発・情報化、リサイクル等 に資する産業基盤の整備を推進する。

(3) 輸入・対日投資促進策

① 対日アクセス改善のための体制確立

輸入及び対日投資の思い切った拡大を官民挙げて実現するため、以下のような体制を早急に確立 する。

- ・ 数分野について市場アクセス実態調査を行い、内外の有識者からなる委員会(早期に設置)による客観的な評価を加える。この調査の進捗状況等を踏まえ、輸入協議会において「対日市場アクセス改善指針」をとりまとめる。
- ・ 「対日投資会議声明」に基づき、7月3日に同会議専門部会を開催し、輸入・対内投資法のあり方等につき、在日外国商工会議所、外国企業等からの意見・要望を聴取し、適切に対応する。
- ② 輸入・対日投資促進策の推進
 - 対内投資を促進し、輸入関連事業者の集積による輸入拡大を図るため、支援策を推進する。
 - 自動車の輸入部品流通促進体制の整備等を行う。
 - 政府関係金融機関の融資制度による対日アクセス改善を推進する。

(4) 内外価格差の是正・縮小に向けた新たな取組

調査対象品目を拡充した上で、毎年一斉に内外価格差調査を実施し、内外価格差の要因(各種規制、 取引慣行等)の分析の結果を公表するとともに、毎年行政改革委員会に報告し、規制緩和推進計画の 改定に反映させる。

(5) 規制緩和等の推進

① 規制緩和の着実な推進

第1回の規制緩和白書を7月中に作成、公表する。また、内外からの意見・要望、行政改革委員会の監視結果等を踏まえつつ、規制緩和を着実に推進するとともに、規制緩和推進計画の3年計画としての前倒し実施の具体化を図ることとし、本年末までに計画を見直し、本年度末までに改定する。

- ② 経済計画の中に織り込むべく検討している高コスト構造是正・活性化のための行動計画に可能な 限り定量的な目標を盛り込む。
- 3. 国民生活に対する円高の影響への対応
- (1) 新総合的雇用対策の実施

緊急円高・経済対策における雇用対策の効果を一日も早く、より確実なものとするため、産業的視点のみならず、地域の実情に根ざした以下の総合的な雇用対策を展開する。

- i) 新たな失業の発生の防止
 - ① 7月1日施行の改正業種雇用安定法に基づき、直ちに、高炉製鉄、自動車部品製造等42の特定雇用調整業種(労働者数103万人)を指定する。
- ② 特定雇用調整業種については、各産業の動向、労使関係者の意向をも踏まえ、迅速、機動的な 追加指定を行うとともに、失業なき労働移動を支援するため、労働者を受け入れた事業主に対す る賃金助成等の援助措置を適切に実施する。
- ③ 雇用調整助成金については、特定雇用調整業種及び、既に雇用調整助成金の指定業種とされている233の業種の現行指定期間内について、高率助成を維持する。
- ④ 雇用維持の方策についてコンセンサスを形成するため、労使代表を含む関係者で構成される都 道府県レベルの「円高等雇用対策協議会」を7月上旬までに開催する。
- ⑤ さらに、地域レベルのコンセンサスを形成するため、100を超える「円高等雇用対策連絡協議会」を7月中に開催するとともに、事業主団体等を通じての雇用情報の収集、提供活動を早急に開始する。
- ii)新規学卒者、未就職卒業者等の就職促進対策の強化
 - ① 新卒者の採用枠拡大に関し、労働大臣より主要経済団体への要請を行うとともに、公共職業安定所を通じ、中堅、中小企業に配慮しつつ求人情報を的確に収集する。
 - ② 新卒者に対しきめ細かく求人情報を提供し、就職面接会を計画的に全国で実施するとともに、「大学等新卒者求人一覧表」の公開等を早期に行う。

- ③ 未就職卒業者については、職場実習等の体験を通じた就職機会の拡大を図るとともに、早期就職に必要な職業訓練を実施していく。
- ④ 高年齢者を中心とした失業者の再就職の促進を図るため、上記協議会の活動及び雇用情報をも 活用して、求人開拓を強力に実施するとともに、きめ細かな職業相談、職業紹介を推進する。
- iii) 高付加価値分野、新分野創造を担う人材育成の推進

企業のニーズに応じた人材育成を図るために、上記協議会の場をも活用し、事業主団体向け説明会を集中実施し、事業主の訓練ニーズの把握を行うとともに、訓練コースを各種公共職業能力開発施設に早急に設定し、速やかに実施する。

(2) 中小企業対策

緊急円高・経済対策における中小企業対策を推進するため、中小企業の経営基盤の安定・強化及び 新規事業分野開拓を支援する。

- i) 中小企業の経営基盤の安定・強化
 - ① 中小企業金融公庫、国民金融公庫等の低利融資制度、信用補完制度等による中小企業金融の充 実を図るとともに、その活用を促進する。
 - ② 円高により地域経済に影響を受けている地域をはじめ、各地の関係団体を通じたきめ細かい相談事業、巡回指導事業を実施する。
- ③ 全国及び各都道府県の下請企業振興協会を通じた下請中小企業のための発注開拓の強化を推進する。
- ii) 中小企業の構造改革対策
 - ① 中小企業創造的事業活動促進法等及び関連措置により、中小企業の創業、研究開発等を積極的に支援する。
 - ② 中小企業創造的事業活動促進法等が中小企業によって積極的に活用されるよう、事業開拓等に 関するきめ細かい実施指導事業を推進する。
 - ③ 地域の特色を活かした地域中小企業の自律的な発展を促進するため、特定中小企業集積活性化 法の活用を促進する。

(3) 円高メリットの還元の促進

早急に再度の円高メリット浸透状況調査を実施するとともに、「円高メリット浸透状況等意識調査」を実施し、テレビ、新聞等の政府広報の活用により情報提供を図る。

4. 金融・証券市場に関する施策

(1) 証券市場活性化策

証券市場の活性化に必要な環境整備のために、以下の措置を講ずる。

- ① 将来性あるベンチャー企業等の資本市場における円滑な資金調達を促進するため、店頭特則市場を7月中に開設する。
- ② 株式市場の活性化の観点から、自己株式の取得を促進するため、発行企業に対して自己株式取得への積極的取組みを引き続き要請するとともに、利益消却時におけるみなし配当課税を行わないこととする特例措置を講ずることとし所要の検討を進める。
- ③ 個人投資家の株式投資を促進するため、新たな融資制度を創設する等信用取引制度の改善を図る。
- ④ 社債の流通市場の整備を図っていくために、7月より新たに研究会を設けて、受渡し・決済制度 の改善について検討を行う。

(2) 資金供給の円滑化

金融機関に対し、既存企業の金融の一層の円滑化を図るとともに、ニュービジネスの創出支援の観点からも、担保を偏重せず事業の将来性等に着目する姿勢の下に、資金供給態勢を更に強化するよう要請する。

(3) 担保不動産等の流動化策の拡充

(株)共同債権買取機構が保有する担保不動産に関する情報提供の一層の拡充等、金融機関等の保有する担保不動産等の流動化策の拡充を図る。また、新たな流動化方策について検討を進め、可能なものからその活用を促す。

(4) 金融システムの安定性確保

- ① 金融機関の破綻処理等については、公的資金など公的な関与のあり方を含めて、直ちに検討を開始する。このため、金融制度調査会に「金融システム安定化委員会」を設置する。
- ② また、同委員会において、預金保険制度の拡充等につき法改正を含めて検討し、次期通常国会を 目処に所要の改正法案を提出するよう努める。

(参考1)

緊急円高・経済対策の具体化・補強を図るための諸施策(要点)

平成7年6年27日 緊急経済閣僚懇談会

1. 内需振興策

- (1) 平成7年度における公共事業等の執行については、上半期契約済額割合が阪神・淡路大震災の被災地域を除き75%以上となることを目途として、施行の促進を図る。なお、平成7年度補正予算分の公共事業等についても、積極的な施行促進を図るものとする。地方公共団体においても、これに準じて地方単独事業等を含む公共事業等の施行の促進を図るよう要請する。
- (2) [適切かつ機動的な財政運営]今後の景気動向を見極めながら、公共事業の施行促進に伴う年度後半の事業費の状況、我が国経済構造の変化への対応等に配意しつつ、今年度下期においても必要かつ効果的な予算措置を講ずるものとする。
- (3) 8年度においても、景気が特に好転しない限り、所得税及び個人住民税の特別減税を継続する。

2. 経済構造改革の推進

- (1) 公的機関による支援、店頭特則市場の創設や知的財産権活用の円滑化等による創業・立ち上がり期 における資金調達環境の整備、人材確保の円滑化を図るなど新規事業育成策を推進する。
- (2) 研究開発推進のため、政府研究開発費のできるだけ早期の倍増、ポスドク人材(博士課程修了者)の活用・支援、インフラの整備、産学官の連携促進及び知的財産の適切な保護強化等を図る。
- (3) 輸入・対日投資促進のため、分野別に実態調査を行い、内外の有識者からなる委員会による評価を加える。また、輸入協議会にて「対日市場アクセス改善指針」を作成する。
- (4) 調査対象品目を拡充した内外価格差調査を毎年一斉に実施し、要因(各種規制、取引慣行等)を分析、公表するとともに、行政改革委員会に報告し、規制緩和推進計画の改定に反映する。
- (5) 経済計画中の高コスト構造是正・活性化のための行動計画に可能な限り定量的目標を盛り込む。
- (6) 第1回の規制緩和白書を7月中に作成、公表する。内外からの意見、要望、行政改革委員会の監視 結果等を踏まえつつ、規制緩和を着実に推進するとともに、規制緩和推進計画の3年計画としての前 倒し実施の具体化を図ることとし、年末までに計画を見直し、年度末までに改定する。

- 3. 国民生活に対する円高の影響への対応
 - (1) 雇用対策 (新総合的雇用対策の実施)
 - ① 改正業種雇用安定法に基づき、円高等による構造的問題を抱える42の特定雇用調整業種を直ち に指定するとともに、今後、迅速、機動的な追加指定を行う。さらに、特定雇用調整業種等につい て雇用調整助成金の高率助成を維持する。
 - ② 地域の実情に根ざした雇用対策を展開するため、「円高等雇用対策協議会」(都道府県レベル) 及び「円高等雇用対策連絡協議会」(地域レベル、100箇所以上)を7月中に開催する。
 - ③ 新卒者の採用枠拡大に関し、労働大臣より主要経済団体への要請を行うとともに、新卒者に対し、 きめ細かく求人情報を提供し、就職面接会を計画的に全国で実施する。

(2) 中小企業対策

- ① 中小企業金融公庫等の低利融資制度、信用補完制度等による中小企業金融の充実・活用を図ると ともに、各地の関係団体を通じたきめ細かい相談事業、巡回指導事業を実施する。
- ② 中小企業創造的事業活動促進法等により、中小企業の創業、研究開発等を支援するとともに、地 域中小企業の自律的発展を促進するため、特定中小企業集積活性化法の活用を促進する。
- (3) 早急に再度の円高メリット浸透状況調査を実施するとともに、「円高メリット浸透状況等意識調査」を実施し、テレビ、新聞等の政府広報の活用により情報提供を図る。

4. 金融・証券市場に関する施策

- (1) ベンチャー企業等の円滑な資金調達を促進するため、店頭特則市場を7月中に開設する。自己株式 取得の促進のため、利益消却時にみなし配当課税を行わないこととする特例措置を講ずることとし所 要の検討を進める。
- (2) 個人投資家の株式投資を促進するため、新たな融資制度の創設等信用取引制度の改善を図る。社債 流通市場の整備を図るため、7月に研究会を新設し、受渡し・決済制度の改善について検討を行う。
- (3) (株) 共同債権買取機構を含め金融機関等の保有する担保不動産等の流動化策の拡充を図る。また、 新たな流動化方策について検討を進め、可能なものからその活用を促す。
- (4) [金融システムの安定性確保]金融機関の破綻処理等については、公的資金など公的な関与のあり方を含めて、直ちに検討を開始する。このため、金融制度調査会に「金融システム安定化委員会」を設置する。また、預金保険制度の拡充等についても法改正を含めて検討し、次期通常国会を目処に所要の改正法案を提出するよう努める。

(参考2)

緊急円高・経済対策に基づきこれまで実施された主要な施策のうち 総理から指示が成された4省庁に係わるもの

7年度補正予算をはじめ、緊急円高・経済対策に盛り込まれた各般の施策に鋭意取り組んでいるところ。主な施策の具体化又は実施状況は以下のとおり。

1. 内需振興策

(1) 平成7年度補正予算の編成(5月19日成立)

大震災からの復旧・復興事業と同時に、緊急防災対策、円高中小企業対策、規制緩和・輸入促進対策の他、新産業創出につながる情報通信・科学技術分野の追加等に必要な予算を手当て。

(2) 震災等対策の充実

- ① 阪神・淡路大震災関連 【阪神・淡路大震災等関係経費 1兆4,293億円】
 - ・6年度2次補正(1兆 223億円)と合わせて、合計2兆4,516億円
 - ・応急仮設住宅約1万戸分(これまでの措置をあわせて約4万戸分を確保) 等
- ② 緊急防災対策 【緊急防災対策費 7,900億円】 全国ベースで緊急に対応すべき防災対策事業(道路橋、鉄道の耐震性の補強等)を実施。

2. 規制緩和の前倒し、輸入促進等

- (1) 規制緩和推進計画の前倒し等
 - ① 規制緩和推進計画の前倒し実施(5年→3年)
 - ② 所要の定員の増員を行うほか、査証事務のOA化等を推進。【規制緩和関係経費 28億円】

(2) 輸入促進策

- ① 輸入自動車・自動車部品、輸入住宅展示場の新・増設 等 【輸入促進関係経費 588億円】
- ② 自動車及び同部品、住宅建材の輸入に対する低利融資
- ③ 輸入促進税制の税額控除割合等に係る上限の嵩上げ(製品輸入増加率が10%超30%に至るまで、製品輸入増加率に応じ、インセンティブが最大従前の2倍となるようにする。)

- 3. 円高差益還元と公共料金の引下げ等
 - (1) 関係業界への円高差益遠元要請等 226の関係業界に対し、4月中に文書により円高差益遠元等を要請。
 - (2) 情報収集の充実及び消費者・事業者への情報提供の強化 5月に円高メリットの浸透状況について緊急に調査を行い、その結果を公表(6月2日) 等
 - (3) 公共料金の引下げ等
 - ① 国内電話料金、国際電話料金、国際専用線料金、自動車・携帯電話料金、国内郵便料金、国際郵便料金について割引料金の拡充等の引下げを実施(4~7月)
 - ② 電気料金の暫定引下げ措置を拡大(7月から。電力10社の還元額は年間換算で約3050億円)。

4. 円高による影響への対応

- (1) 中小企業対策 【円高対応中小企業等特別対策費 703億円】
 - ① 中小企業の運転資金調達の円滑化を図るための新たな低利融資制度を創設(5月19日。金利 3.5% [平成7年6月7日現在]、貸付規模7,000億円)。
 - ② 中小企業新分野進出等円滑化貸付の拡充を実施(5月19日。特利貸付枠追加 1,500億円)。
 - ③ 中小企業の円高に対応した事業展開の促進を図るため、中小企業新分野進出等円滑化法の一部改正に伴い、事業展開計画の承認を受けた特定中小企業者に対し、30%の特別償却又は7%の税額控除、及び欠損金の繰戻し還付を認める。

(2) 雇用対策

- ① 雇用の維持を図るため、雇用調整助成金の特例制度を継続
- ② 構造問題対策として、特定不況業種雇用安定法の改正及び施行に向けた体制の整備等
- ③ 未就職卒業者職場体験プログラム、若年求職者能力開発事業の開始

5. 経済構造改革の推進

(1) 事業革新の円滑化のための支援

中堅企業を含む企業の事業革新を一層推進するため、本年 4 月に施行された事業革新法による 支援を実施(現時点までの適用実績は12件)

- (2) 科学技術及び情報通信 【科学技術・情報通信振興特別対策費 3,205億円】 経済・産業構造の改革を更に推進するため、科学技術及び情報通信の分野において歳出を追加。
- (3) 対日投資の促進 諸外国から我が国への投資を歓迎する旨の「対日投資会議声明」を発表(6月13日)。

6. 金融・証券市場に関する施策等

(1) 金融機関の不良債権の早期処理

「金融システムの機能回復について」を発表し、対策に盛り込んだ方針を具体化するとともに、 破綻金融機関の処理についての基本的考え方を表明(6月8日)。

(2) 証券市場の活性化

- ① 投資信託改革の着実な推進。新しいタイプの投資信託である日経 300株価指数連動型上場投資信託を一般投資家に募集(5月10~18日。募集総額3,654億円。5月29日に全国8証券取引所に上場)。
- ② 株主に対する利益還元策として、各企業が積極的に自己株式取得に取り組むよう経団連、証券会社を通じ、働きかけを行った。
- ③ 社債に関する適債基準及び財務制限条項の設定の義務づけが平成8年1月から撤廃されることに伴い、投資家保護の観点から開示制度の整備を図るため、関係省令等の改正を行った。 (6月19日)。

(3) 円の国際化の推進

本年5月のADB総会時に、ASEAN各国蔵相と大蔵大臣の会合を行う等、アジア諸国通貨 当局との関係緊密化を推進。